

大阪広域水道企業団職員の期末手当及び勤勉手当に関する
規程の一部を改正する規程のあらまし

- 1 地方公務員の育児休業等に関する法律及び国家公務員の取扱いを踏まえ、職員の期末手当及び勤勉手当における在職期間等の算定に係る育児休業期間の除算の取扱いを変更します。
- 2 その他必要な規定の整備を行います。
- 3 この規程は、令和4年10月1日から施行します。